

吹田市議会傍聴人規則

制 定 昭和43(1968)年6月8日 議会規則2

最近改正 令和7(2025)年5月29日 議会規則3

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、吹田市議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、報道関係者席及び報道関係者補助席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券の交付)

第4条 議長が必要と認めた場合は、一般席の傍聴券を発行することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の時間及び場所で抽選により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、84人（車椅子席4人を含む。）とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険物を携帯している者

(2) プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員に前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否の意見を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。

(4) 飲食をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、

この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会とする議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の処置)

第13条 議長は、傍聴人について臨機の処置をとることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 吹田市議会傍聴人取締規則（昭和29年吹田市議会規則第2号）は、廃止する。

附 則（昭51. 1. 31 議会規則1）

(以下省略)

附 則（昭63. 5. 16 議会規則1）

附 則（平2. 12. 25 議会規則2）

附 則（平7. 12. 1 議会規則1）

附 則（平10. 9. 10 議会規則1）

附 則（令3. 5. 20 議会規則3）

附 則（令7. 5. 29 議会規則3）